

〈論 説〉

初期バークにおける 政治的保守主義の形成（下）

— 自然的感情、古来の慣習、神の摂理 —

土 井 美 徳

目 次

はじめに

- 1 「ノートブック」にみる学窓時代の思索
 - (1) 時と慣習と意見
 - (2) 宗教と自然的感情
 - (3) 仁愛の知的系譜
- 2 自然宗教と啓示宗教、自然社会と政治社会
 - (1) 宗教と政治の相関性
 - (2) 人為と自然と摂理
- 3 情念論と「社交の大いなる連鎖」
 - (1) 存在の連鎖と「美」としての一般的社交
 - (2) 文明化のモーメント — 共感・模倣・大望
 - (3) 美と崇高の政治思想的射程

小むすびとして

(以上、第43巻第2号)

はじめにかえて — 前稿との関係

- 4 文明化の歴史叙述と習俗（マナーズ）
 - (1) バークにおける「歴史」の位置と方法
 - (2) 習俗の洗練としての文明化と宗教
- 5 「古来の慣習」と歴史の漸進的発展
 - (1) 「慣習」と文明化
 - (2) イギリス法の変化と進歩
 - (3) ノルマン・コンクエストの影響
 - (4) バークとコモン・ローヤーの差異
- 6 文明化のメタ・ヒストリーとしての摂理史観

むすび

(以上、本号)

はじめにかえて — 前稿との関係

まず、前稿と本稿が取り扱うそれぞれの対象と目的、および両者の内容上の関係性について冒頭で整理を試みておこう¹⁾。前稿（上）では、「ノートブック」に記された法曹学院時代の思索、そして文壇登場直後に刊行された作品の内容、すなわち『自然社会の擁護 (*A Vindication of Natural Society*, 1756)』で展開された〈文明社会論〉と、トリニティカレッジ時代の執筆とされる『崇高と美の観念の起源に関する哲学的探究 (*A Philosophical Inquiry into the Origin of our Ideas of the Sublime and Beautiful*, 1757)』で構想された〈美学論〉を通して、初期バークの政治思想の形成を、当時の思想的な系譜と関連づけながら考察してきた。そこには、彼の思考を構成している二つの主旋律が存在した。自然的感情や情念、意見といったスコットランド啓蒙の思想的系譜の受容と、時や慣習といった古来の国制論の知的系譜の影響である。

こうした二つの系譜が交錯する地点において必然的に浮かび上がってくる論点の一つが、バーク思想の重要な特徴をなす「歴史」というモーメントである。「歴史叙述」の伝統は、モンテスキューの影響を受けつつ、当時のスコットラン

1) 本稿ではバークの一次資料として、以下のものを用いた。*The Writings and Speeches of Edmund Burke*, edited by Paul Langford and the others, 8 vols., Oxford, 1981~<2000>. 引用については、WSの略号で記す。ただし、上記の編纂が未完のため、未収録のものについては、他の編纂の作品集 (Works) を参照した。*The Writings and Speeches of Edmund Burke*, Beaconsfield Edition, 12 vols., Boston, 1901. 引用については、Worksの略号で記す。バークの書簡集として以下のものを用いた。*The Correspondence of Edmund Burke*, edited by Thomas W. Copeland and others, 10 vols., Cambridge, 1958-78. 引用については、Cの略号で記す。ミドルテンブル期の思索については以下を参照した。*A Note-Book of Edmund Burke: Poems, Characters, Essays and other Sketches in the Hands of Edmund and William Burke*, edited by Henry V. F. Somerset, with a Foreword by Sir Ernst Barker, Cambridge, 1957. 引用については、Nの略号で記す。なお、邦訳については、半澤孝磨訳『フランス革命の省察』みすず書房、1989年；中野好之編訳『バーク政治経済論集』法政大学出版局、2000年；水田珠枝訳『自然社会の擁護』（『世界の名著34 バーク、マルサス』中央公論社、1969年所収）。中野好之訳『崇高と美の観念の起源』みすず書房、1999年を参照した。

2) バークが執筆するにあたって参照することのできた18世紀の豊富な歴史叙述について

ド啓蒙思想のなかでも隆盛を誇っていたし³⁾、他方で歴史の問題は、後述するよう
に、イギリスの古来のコモン・ローと国制にかかわる歴史法学的なアプロ
チとも関連していた。そして、バークの歴史論のなかには、法と習俗、情念と
自然的感情、社交と文明化、神の摂理といったバーク哲学を理解するための鍵
概念が機能的に連関し合っているのを確認することができる。本稿（下）では、
バークの初期の作品群を構成する二つの歴史書、すなわち『イングランド史略
(*An Essay toward an Abridgement of the English History* [1757-?])』
と『断章 — イギリス法史に関する評論 (*Fragment: An Essay towards an
History of the Laws of England*, 1757)⁴⁾』を通して、バークの歴史論について
検討を加え、彼の初期の政治思想の形成の一端を浮き彫りにしてみたい⁵⁾。

すでに前稿においてわれわれは、『崇高と美の観念の起源』の考察を通して、
バークの「自然的感情」や「情念」の観念が、「神の叡智と摂理」に基づきなが
ら、人間の徳に適った「社交」を生み出すものとされ、その意味において近代
の推論としての理性が相対化され限界づけられていたことを確認した。「神の摂
理 — 自然的感情ないし情念 — 社交」という一連のコロラリーが、理性に依
拠した文明論とは異なる型の文明化の言説を生み出していたのである。この文

は、以下を参照。F. P. Lock, *Edmund Burke*, Vol. I: 1730-1784, Oxford, 1998, Chap.5.

- 3) 18世紀前半に、モンテスキューの『ローマ人盛衰原因論 (*Considérations sur les causes de la grandeur des Romains et de leur décadence*, 1734)』が刊行されており、バークが『史略』を執筆し始める時期には、たとえばデイヴィッド・ヒュームが『イギリス史 (*The History of England*, 1754-62)』を、アダム・ファークソンが『文明社会史論 (*An Essay on the History of Civil Society*, 1767)』を、ウィリアム・ロバートソンが『スコットランド史 (*The History of Scotland*, 1759)』を刊行している。当時の歴史研究については、岸本広司『バーク政治思想の形成』(1980年、御茶の水書房)、194-6頁を参照した。なお、ヒュームの書については以下の邦訳も参照した。池田和央、犬塚元、壽里竜『『イングランド史』抄訳(1)～(5)』『關西大學経済論集』54(2)～57(2), 2004-7年。
- 4) この『断章』は一般的に『イングランド史略』の終章と見なされてきた。『史略』は第3篇第8章「ジョンの治世」で中断しているが、『断章』は続く第9章として編纂されてきた。その理由は、『断章』には『史略』のそれと多くの類似性が、とくに第7章「サクソン人の法と制度について」の叙述内容との類似性があつたからである。しかしながら、ジョン王の治世についての歴史叙述の後に、四つの目的に即して「古来の国制」を評論する内容上の必然性がないし [WS: I,329]、書き出し方を見る限り、『断章』はイギリス

明化の構図は、本稿で考察するように、彼の歴史論のなかにおいても同じく成立している。他方で、バークの歴史論は、歴史的生成としての「慣習」という社会規範のもつ意義を重視している。このことは、イングランドの国制と法における「古来の慣習」を擁護する態度へとつながる。そして慣習の形成もまた、「第二の自然」として、究極とのところでやはり「神の摂理」と関連づけられている。

このようにバークの歴史的思考は、一方における自然的感情や情念と、他方における慣習ないし偏見とで構成されており、これら二つの要素がともに神の摂理との関係で理解されているのである。バークにとってこれら二つの要素は、両者が相まってヨーロッパの文明社会を形成してきたものと考えられている。バークの初期の歴史論のなかには、理性への懐疑をともなった保守主義的思考のかたちがすでに浮かび上がってきていると同時に⁶⁾、それはまた彼の哲学が近代啓蒙主義とは異なる型の文明化と進歩の言説であったことを示唆しているのである。バークはある書簡のなかで、「事物の秩序の下で、われわれの世界は、非常に長期にわたって繁榮し、…改良という進歩的な状態にあったのである」

法の研究、とりわけその原理と歴史的変遷に関する「歴史法学 (historical jurisprudence) の研究」を意図したものである。それは、ヘイルの『コモン・ロー史』(*The History of the Common Law of England*, 1713) を、「良かれ悪しかれ、われわれが持つ唯一の作品」と表現し、イギリス法に関する歴史法学の研究という試みがほとんどないことを慨嘆していることから明らかである [WS: I,322]。さらに、『断章』の説明の最後の部分がノルマン・コンクエストの影響に関する記述で唐突に終わっており [WS: I,330-1]、イギリス法の歴史法学研究という企図が果たされているとは考えられない。その意味で本書は、『史略』の執筆によって得た歴史的知識を活かしながら、イギリス法史研究を試みた作品であり、『史略』と同様に未完の作品であったと推測することができよう。したがって本稿では、『断章』を一つの独立した作品として扱っている。この点については、WS, vol.1 (1997) の編纂に従い、また編者解説も参照した [WS: I,321-2]。

5) バークの歴史の観念を考察するにあたって、とくに以下の文献を参照した。岸本、前掲書、第6章、J. C. Weston, Jr., “Edmund Burke’s View of History,” in *The Review of Politics*, Vol. XXIII, No.2, 1961; James Conniff, *The Useful Cobbler: Edmund Burke and the Politics of Progress*, New York, 1994, Chap.3; Ian Crowe, *Patriotism and Public Spirit: Edmund Burke and the Role of the Critic in Mid-Eighteenth-Century Britain*, Stanford, 2012, Chap.5.

6) コニフが指摘しているように、18世紀において歴史とは政治史を意味し、「保守派も急

[C: IV,138] と述べているが、この言葉の含意をバークの政治的保守主義の思考のなかから探り出すこと、これが本稿（下）の課題にほかならない。

4 文明化の歴史叙述と習俗（マナーズ）

(1) バークにおける「歴史」の位置と方法

バークがミドルテンブルの法曹学院を後にした1756年に『自然社会の擁護』が、翌1757年に『崇高と美の観念の起源』が刊行されたが、『イングランド史略』⁸⁾は、これら両作品に続いて、1757年頃から執筆が開始されている。バーク哲学を理解するうえで重要な論点の一つは間違いなく「歴史」とそれが果たす機能という点にあると見てよい。歴史叙述のなかでは、統治における効用という観点から「偏見 (prejudice)」や「一般的慣習」の重要性が指摘されるとともに、「習俗 (manners)」の洗練化という意味での文明化に即して、学問、技術、産業活動、さらには宗教の果たす役割が議論されている。前者はコモン・ローの知的伝統と、後者はスコットランド啓蒙思想の思想的系譜と関連づけて考えることが可能である。

そもそも、バークにとって歴史への関心は、未来への関心から生まれる。「未来は、人類にとって非常に大きな関心事である。賢明で学識ある人は、経験と歴史を回顧して、未来の出来事について過去の事象から推し量ろうとする」。これに対して、「未開の無知な人びと」は、未来を知りたいという同様な欲求は持っているけれども、過去の経験と事象から未来を推し量るという「合理的な手段 (reasonable means)」は持ち合わせておらず、「予言や夢や秘術によって未来の秘密を探求し、自らの行為を執り行うのである」[WS: I,357]。まず第一に、

進派も自分たちの大義を展開していくのに歴史を用いていた」のであり、それゆえ「歴史を執筆するというバークの決断と、どのような種類の歴史を描くのかという彼の選択は、重要な政治的コミットメントを必然的にともなう」といえよう。Conniff, *op. cit.*, p.53.

7) 近代の進歩主義思想の時代にあつて、バークの哲学を進歩の観点から探る際に重要なのは、ウェストンが指摘しているように、バークの進歩の観念がどのような種類のものなのかについて明確な定義を必要とするという点である。Weston, *op.cit.*, p.204.

8) 『イングランド史略』の全体が刊行されたのは、バークの死後1812年のことである。

未来の方向づけを模索する現代の人びとの関心に即して過去が省察されるとい
 う意味において、バークの歴史とは、物語としての歴史 (narrative history)⁹⁾
 という性格を帯びている。過去は、ノスタルジアや考古主義の関心ではなく、
 絶えず進行する「現在」の視点から叙述される。第二に、バークにおいて歴史
 の効用は、「過去」の事象と経験から「未来」を予見していく「合理的な手段」
 であり、この合理性 (reasonableness) という点において歴史的省察は、人間
 社会の「文明」と「未開」を区別するメルクマークの一つとして理解されてい
 る。それゆえ、過去—現在—未来の時間軸で描かれる物語としての歴史は、
 バークにおいては文明化の歴史叙述となる。逆の言い方をすれば、彼の文明社
 会論は、未来志向的な、過去との連続性において把握されている。第三に、こ
 こでいう「理性に合った (reasonable)」という基準は、歴史という人間の実
 践的営為のなかで獲得されるものであるがゆえに、いわゆる数学的理性とは異
 なる型のある種の実践理性として解されねばならず、バークが重視する賢慮
 (prudence) の問題と重なる。文明化を促す人間の叡智ないし賢慮は、歴史の
 考察を通して獲得され、その意味で歴史とは過去の叙述であるとともに、未来
 に向けた現代の文明化のための言説であるといえる。¹⁰⁾

9) 物語としての歴史については、さしあつて以下を参照した。Hayden White, *Metahistory: The Historical Imagination in Nineteenth-Century Europe*, Baltimore, 1973. 土井美徳「歴史叙述における物語としての歴史、事件史、構造史 — ドイツ歴史学方法論の問題状況を中心に —」『早稲田政治公法研究』第47号、1994年、119～45頁。

10) 歴史に実践的な叡智を求めるバークのこうした理解は、彼の後期の思想においても同定可能である。『フランス革命の省察』のなかで彼は、歴史から「道徳的教訓」を引き出すことの意義について触れながら、こう説明している。「歴史のなかにはわれわれにとって教訓 (instruction) となる大部の巻物が、人類の過去の過ちと弱点とから将来の叡智 (future wisdom) の素材を引き出すべく開かれている」と [WS: III,189; 半澤訳, 177]。ここでは歴史の効用が、道徳的問題を考えるための知恵の源泉として、そして過去の教訓のなかから未来の進むべき方向性を探るという観点から語られている。他方で興味深いのは、道徳的問題を考えるための英知を引き出す教訓が、歴史の効用のほかに、「自然的感情」「情念」のなかにも求められている点である。「こうした自然的感情 (natural feelings) のなかにも、われわれは偉大な教訓 (lessons) を読み取る」。「これらの諸事件においてはわれわれの情念 (passions) が理性を導く」と [WS, VIII,129; 半澤訳, 102]。「賢慮」を導き出すバークの思考の道筋は、一方で「歴史」のなかにも、もう一方で「自然

『イングランド史略』は、全3篇20章立てで300頁を超す大部の作品である。ここでその全体を詳述する余裕はないが、第1篇ではカエサルによるブリテン侵攻からローマ人によるブリテン支配、第2編ではサクソン人の侵入と定住、キリスト教への改宗、サクソン人の古来の法と制度、第3篇ではノルマン・コンクエストとその時代のヨーロッパ、ノルマン王朝による支配からジョン王治世下のマグナ・カルタに至る統治が叙述されている。

その方法論的な特徴について、簡潔に指摘しておく、第1篇は、モンテスキューの作品と同様に、全体の導入の章を設けてヨーロッパの一般史を地理学的な特徴と関連づけて論じる方法を採用している。ここでのバークの歴史事象に対するアプローチの仕方は、地理的条件の違いを背景にして成立した習俗などに関する民族誌的な説明を展開している点にある。その意味でバークの歴史論は、歴史の出来事を規定する諸要因を、地理的、風土的な諸条件のなかに探り、そうした規定要因によって歴史過程を必然的に把握しようとする一種の構造史的な型の歴史の特徴を帯びているといえよう。他方で、第2篇のとくにサクソンの王たちの諸時代の歴史事象について、すぐれて物語史的な歴史叙述が展開されている。彼の物語史的な説明は、地理や習俗による構造史的な説明との連関において展開されており、二つのモードが方法論上、相互補完的に採用されていると見ることもできよう¹¹⁾。とりわけ、バークの歴史の説明は、「習俗」という点に焦点が当てられており、地理などの自然的条件も、宗教や慣習という社会規範的条件も、習俗の形成という点に照準化されていると考えられる¹²⁾。

こうしたバークの歴史叙述のなかで、とくに本稿との関連でわれわれの関心を惹くのは、(1) マナーズの洗練化という意味での文明化の言説と、そのなか

的感情・情念」のなかに求められている。

11) 物語としての歴史と構造史の歴史学方法論については、土井、前傾論文を参照。

12) F. P. ロックによれば、モンテスキューの上記の歴史作品や、ボルテール、ポリングブルックらの歴史叙述を、新たな種類の、「哲学的」歴史と指摘している。バークもこうした哲学的歴史の構想を共有しているが、「確固とした経験的基盤」に立つて自身の哲学的歴史を企図することで、歴史の解釈をとまなわない考古学的な歴史研究と、特定の目的ないし傾向をもった哲学的歴史とのあいだの間を目指していた、と (Lock, *op.cit.*, p.143)。その意味では、前稿で考察した『自然社会の擁護』という風刺的な文明社会史の叙述もまた『イングランド史略』と同じ歴史的方法論に立脚していたといえよう。

で学問、文芸、宗教が果たす機能、(2) 古来の国制の生成と発展、(3) 神の意志が介在した摂理としての歴史、という三つの論点である。

(2) 習俗の洗練としての文明化と宗教

まず、第一の論点でいえば、『イングランド史略』のなかでパークは、ローマの習俗によるブリトン人の文明化について、次のように叙述している。彼によれば、ブリトン人を「ローマの統治」に服させたのは、「ローマの習俗 (manners) にブリトン人を順応させることによって」であった。すなわち、ブリテンの「獷猛な民族を次第に穏和で社交的な慣習 (soft and social customs) に適合させていった」のは、「洗練された生活 (cultivated life) における利便性に富んだ優雅な作法 (elegancies)」への「趣味 (fondness)」を涵養することによってであった。さらに、「こうして生まれた新しい奢侈のうえに、文芸 (literature) を導入することによって、優美と威厳をあまねく育てていった」のである。そのために、ローマからあらゆる「技芸と学問 (arts and sciences)」の教授者たちが招聘された。このように、ローマ人は、ローマの習俗、すなわち洗練された生活様式の利便性と優雅さ、文芸・技芸・学問による優美さと威厳をブリトン人のなかに形成し、もって彼らの習俗を洗練化させ、文明化させることによって、ローマの支配を確立したのであると、パークは説明する [WS: I,368]。このように、パークの歴史とは、文明化の歴史叙述であり、その際の文明化のモーメントは、「習俗 (manners)」の洗練化という点に置かれている。つまり、習俗の洗練化という観点から把握されたパークの歴史論は、人間社会のありようを問い、継続的な文明化のプロセスを明らかにするところに狙いがあったといえる。¹³⁾

他方、パークは、こうした文明化の歴史叙述のなかで、「宗教」、なかんずく啓示宗教の機能について論及している。「文明 (civility) の最初の発端は、どこにおいてであれ宗教によってなされてきた」と、宗教が文明化の契機を担う役割について説明している。すなわち、「正義はあらゆる国において元は聖職者に

13) その意味で、「パークの歴史の理解は、社会の性質に関する観念を内に含んでいる」とのコンニフの指摘は正鵠を得ている。Conniff, *op.cit.*, p.53.

よって執行されてきた。実際、法は最初の微弱な状態にあっては、権威も制裁も持ち得なかった」。それゆえ、たとえば「ローマ人においては、法の管理と解釈は、一世紀以上もの間、高位神官の団体においてのみ行われ続けた」[WS: I,349]。ここで注目すべきは、バークが文明化の発端を〈法による正義の執行〉に求めつつ、その成立において宗教が果たす機能を論じている点である。法の権威と実効性を宗教が賦与することによって文明化が開始されたという視点は、『フランス革命の省察』に見られたバークの後期の思想との関係で重要である。基本的な図式において、明らかに連続性を確認することができるからである。

『フランス革命の省察』のなかでもバークは、「宗教こそが文明社会（civil society）の基礎」であり、「すべての善、すべての慰めの源泉」であると主張している [WS: VIII,141; 半澤訳, 114]。彼によれば、「自分たちが現在所有しているあの宗教体系に根拠を求めることによって、われわれは、人類が初期に感受して以来、変わらず引き継がれてきた感覚に即して行為し続けることなる」。「この感覚は、賢明な建築家にも似て、国家という壮大な建物を打ち立てたが、それにとどまらず、用心深い所有者にも似て、この建物があらゆる欺瞞、暴力、不正、専制などの不純さから浄化された聖なる神殿として瀆聖と破壊から守られるよう、国家組織およびその内部で職務をおこなう人びとすべてを荘厳かつ永遠に聖別した」と [WS: VIII,142-3; 半澤訳, 117]。このように国家と統治の始まり以来、宗教が正義の執行において果たしてきた役割を強調する。¹⁴⁾

このようにバークは、統治の聖別という観点から宗教を重視しているが、とりわけキリスト教が文明化において果たした役割を高く評価している。『イングランド史略』によれば、「キリスト教の宗教がいったんケントに根を下ろすと、それはイングランドの他のすべてのサクソン王国へと非常な早さで広まっていった。サクソン人の習俗は、この改宗によって著しい変化を受けた。彼らの残忍さは大いにやわらぎ、彼らは穏和で社交的になった」と。ここでは、バークは、

14) 『フランス革命の省察』におけるバークのこうした洞察は、前稿でわれわれが確認したように、啓示宗教の迷信や偏見が近代的な「理性と適合性の観念」によって破壊されたことは、同じく人為的な所産である政治社会そのものの転覆へとつながりかねないという、『自然社会の擁護』において展開された初期の彼の議論とも符合する [WS: I,134-5; 水田訳, 351-2]。

文明化を習俗の社交化という点から捉え、宗教の果たす役割を評価するとともに、キリスト教を通して習俗が穏和で社会的になるにともなって、「彼らの法」もまた同じ方向に変化し始めた点を強調する [WS: I,404]。〈習俗の社交化〉が、〈法の穏和化〉につながるという視点を、われわれはここで確認することができよう。

こうした認識は、ブリテン島に侵入してきたゲルマン民族に対しても示されている。パークによれば、「アングロ・サクソン人の長い歴史が示しているのは、彼らの気質と彼らの原理とのあいだの特筆すべき抗争性である」。それらは、妥協の余地がないほどにまったく対立しており、それぞれ暴力をもって展開していた。しかし、「宗教の拘束が次第に優勢になり始めた」ことによって、「宗教が人びとの気性 (tempers) のなかに穏和さをもたらした」のである。このことが結果的に、エグバート (Egbert) の下で一つの政体を形成する道を準備した」と。このようにパークは、「習俗」の変化とともに、それにともなって人びとの習慣的な「気質」や「気性」の変化が生じるのだと理解している。この点において、キリスト教の果たした役割は高く評価され、政治的に統一されたアングロ・サクソンの王国の成立も、キリスト教を通して、社会の「習俗」とそれに準拠した人びとの「気質」や「気性」が、社交化し穏和化したことによって可能になったものと捉えている [WS: I,404-6]

ここで指摘しておきたいのは、先のところでは、〈法による正義の執行〉を実効化させる機能において、宗教、とりわけ聖職者の役割が評価されていたのに対して、ここでのキリスト教の宗教が果たす役割は、〈習俗と気質¹⁵⁾の社交化〉と、それと連動した〈法の穏和化〉に置かれているという点である。宗教が文明化において果たす機能についてパークは、一方で統治を権威づける垂直方向で捉えると同時に、人びとが社交化する水平関係でも把握していると考えられる。パークの美学論に関する前稿の考察と重ね合わせるならば、前者は「崇高」の

15) それゆえ、パークはこう指摘している。「習俗は法よりもいっそう重要である。法は極めて大きく習俗に依存する」 [WS: IX,242; 中野2000訳,908]。また、「習俗が法を矯正している。…習俗が腐敗すれば、法もおおのずと弛緩してしまう。法はつねに習俗に追従せざるをえないがゆえに、法が習俗を規制したり、禁圧したりすることはできない」 [WS: IX,244; 中野2000訳,910]。

原理に、後者は「美」の原理に相当するともいえよう。実際、バークは『フランス革命の省察』のなかで、宗教による統治の聖別は、「人間の統治を預かる人びと」、すなわち「神自身の人格においてこの統治をなすべき人びと」に対して、「崇高 (sublime) の諸原理」を注ぎ込むものと見なしている [WS: VIII,143 ; 半澤訳, 117]。他方で、「社交」は、『崇高と美の観念の起源』に関する前稿の考察で確認したように、「美」の原理において把握されていた¹⁶⁾。いずれにせよ、宗教に関するバークのこうした説明は、後述する撰理史観とは異なり、人間社会の文明化について社会的機能の観点から記述されているといえよう。この意味で、バークが歴史を効用という観点から捉えていたのと同様、宗教もまた社会的効用という観点から捉えられていたといってもよいであろう¹⁷⁾。

このように「習俗」という観点に立って、文明化を涵養する機能において宗教を捉える視座は、やはり後期の『フランス革命の省察』においても継承されている。「騎士道の時代 (the age of chivalry)」というスコットランド啓蒙の影響を受けた観念もまた宗教と文明化の密接な関係を視野に入れているからである¹⁸⁾。彼は、騎士道の時代の原理を、ヨーロッパの文明化を育んだ保護原理として、「紳士の精神」とともに「宗教の精神」を挙げている。バークは、こうした古の騎士道の時代の原理を、「古来の習俗と意見からなる精神 (the spirit of our old manners and opinion)」に根ざした原理と見なし、「幾百世代もの長きにわたって」継続し続け、現代のヨーロッパにその特質を賦与していると

16) バークの崇高と美の原理の政治思想的意義については、前稿（上）の第3章第3節を参照。

17) ただし前稿でも指摘したように、バークは宗教を社会的効用の観点からのみ捉えることに対しては、それが「理神論」につながりかねないという理由から否定的な見解を示している。すなわち、宗教を「人間社会への効用 (Utility)」という観点からのみ捉え、「法を補完する一種」にすぎないものとするならば、「現世を超えた目的」に本来かわる「作用の原理」を、「政治的な機関 (Political Engine)」という「別種の、より劣った種類の考慮」へと変えてしまい、結果的にそれは「効果なき装置」と化してしまう、と [N: 67]。バークの哲学が究極的には神の撰理との関係で一貫して思考されており、形而上学を批判した彼の哲学が、ある種の形而上学的な特徴を帯びている理由がここにある。

18) 騎士道の観念は同時代のヒュームやファergusンも用いている。犬塚元『デイヴィッド・ヒュームの政治学』東京大学、2004年、第6章参照。

主張する。「現代の文芸」もこれらの古来の習俗に多くを負っており、「商業、貿易、製造業」などですら、古来の習俗によってもたらされた被造物であり、その結果にすぎない。騎士道の時代の原理とは、学問や商業など現代の文明社会を繁栄させてきた「自然の保護原理」である、と (WS: VIII,127-30; 半澤訳, 97-101)¹⁹⁾。パークは、後期の作品である『フランス革命の省察』においても、文明化のための習俗という観点から、啓示宗教としてのキリスト教を明らかに重視している²⁰⁾。

ともあれ、習俗の社交化は、人びとの気質の穏和化をもたらし、社会と人間の道徳的な向上につながるものと考えられていた。「習俗」とは、パークによれば、「われわれが呼吸する空気のように日常の恒常的かつ斉一的で無意識的な働きを通じて…われわれを腐敗もしくは純化させ、向上もしくは墮落させ、野蛮もしくは優美にする」。つまり、習俗は、その質に応じて「道徳を涵養もしくは補完するか、逆に完全に破壊する」ものと考えられていたのである [WS: IX,242; 中野2000訳, 908]。この「道徳」の向上という視点でパークが習俗を考えている点は重要である。「われわれの習俗、われわれの文明」 (WS: VIII,130; 半澤

19) パークのいう「騎士道の時代」とは、F. P. ロックが指摘するように、ある特定の歴史的時代を意味するものというよりは、人間本性に関わる道徳的な次元において理解されるべき文明と等価のカテゴリーであって、過去へのノスタルジアではない。F. P. Lock, *Edmund Burke*, Vol. II: 1784-1797, Oxford, 2006, p.299. このことは、上記の引証箇所でもパークが、古来の諸原理を自然の原理と捉えている点にも表れているといえよう。

20) 推論としての理性という単一の原理に依拠して進歩する人類の「一般史 (universal history)」が志向された時代にあつて、ウェストンが示唆しているように、もし仮にパークにとっての一般史をここで問うとしたら、第一義的にはキリスト教世界における文明化を指すことになろう (Weston, *op.cit.*, p.205)。実際、パークは、「キリスト教世界 (Christian world) との偉大な政治的連帯を確保する宗教と法」という基盤に立って、「ヨーロッパの各共同体 (communities of Europe) が建設された」と見なし、これを「文明化された諸国家 (civilized countries)」と呼んでいる [WS: IX,240; 中野2000訳, 906]。さらに、「ヨーロッパ全域にわたる宗教、法、習俗の類似性」を根拠に、それらの文明化された諸国家の総体を一つの「ヨーロッパ共同社会 (the community of Europe)」とも捉えている [WS: IX,248-9; 中野2000訳, 914-5]。しかしながら、パークのなかに人類としての一般史の観点を探ることも不可能ではない。単一の原理に基づく一般史ではなく、宗教一般、すなわちキリスト教も含めた啓示宗教というカテゴリーでの一般化が可能だからである。パークは、宗教が文明化において果たす役割の説明様

訳, 100) とバークが表現しているように、彼のめざす文明社会とは、〈習俗の道徳的な質〉によって形成されるべきものであったからである。

5 「古来の慣習」と歴史の漸進的発展

(1) 「慣習」と文明化

以上のように、バークの文明化の歴史叙述においては、利便で優雅な洗練された生活様式、技芸と学問、さらには宗教によって、習俗が社会的になると同時に、法による正義の執行が、習俗と権威の両面で宗教によって支えられているという、バークの構図が浮かび上がってくる。他方で、バークの文明化の思考を探るうえで、「古来の慣習」というエレメントが占めている重要な役割に注目する必要がある。バークの「政治的保守主義」を形成している重要なモーメントの一つも、まさしく「古来の国制」という秩序観にある。それは元々、コモン・ローの伝統的な言説によって表現されてきたがゆえに、バークにおける古来の国制の言説は、彼の法曹学院時代の法学研究を通して吸収されたと思われるが、他方、ここでいう国制とは歴史的継続性のなかで生成されてきたものであるがゆえ、イングランドの歴史に対する認識と不可分な関係にある。その意味で、バークの古来の国制論の特徴は、イングランド史に関するバークの歴史叙述の内容と密接に関係しているといわねばならない。イギリス史に関する理解の仕方を通して、バークの国制論と17世紀のコモン・ローヤーのそれとの異同も浮かび上がってくるものと考えられる。後述するように、バークにとっての古来の国制とは何よりも文明化の言説であり、ここに17世紀のコモン・ローヤーたちの理解との差異が見て取られる。バークにとっては「古来の国制」論も、文明と野蛮という図式がライトモチーフとなっているからである。

そこで、慣習が文明化において果たす役割について、彼の歴史叙述のなかから探り出していくことにしたい。バークは、「サクソン人の法と制度について」

式を、ヨーロッパのキリスト教文明を超えて「人類のあらゆる制度」に適用し、イスラムやヒンドゥーなど、「民衆を幸福にし、統治を榮えさせる、統治や政策と結びついた宗教制度の形式」について論じている [WS: VI, 305, 353]。この点については、前稿（上）、第2章も参照されたい。

の記述の冒頭において、タキトゥスの『ゲルマニア』等を参照しながら²¹⁾、サクソン人の起源であるゲルマン社会の状態について説明している。彼によれば、ゲルマン社会とは、「学問 (leaning) もなければ、技芸 (arts) もなく、産業 (industry) もない」社会である。人びとは「もっぱら戦いに喜びを感じ専心していた」。農業は行われず、都市生活も嫌い、「際限なく広がる湿地と森林のなかで放牧と狩猟を通してのみ生活の糧を得ていた」。こうした社会で暮らす人びとの相互の結びつきは必然的に「極めて脆弱なきずな」によってでしかなく、統治の観念もまた必然的に「不完全な」ものであり、「自由への愛好」だけが大きかった。したがって、「一人の人間あるいは少数の人びとに権力を賦与するという考えや、委任された権限とか代表といった考え方は、彼らには想像すらできない観念」であったと、バークはいう [WS: I,429]。

しかし他方で、バークは、彼の時代につながる卓越した国制と統治の原型は、すでにこのゲルマン社会のなかに存在していたのだという。それは、「慣習 (custom)」という社会規範としてであった。彼はいう。「ゲルマン人のような未開人は、たとえ法を持っていなくとも、法が果たす役割に資する慣習を持っていた。これらの慣習は、彼らのあいだでは法よりも良く機能する。なぜなら、慣習とは、統治者と被治者の双方にとってある種の自然 (nature) となるからである」。バークは、慣習を第二の自然として捉える伝統的な見方に立ちながら、法に先行する社会規範としての慣習に注目することによって、いまだ粗野な未開のゲルマン社会のなかに、「われわれの国制 (constitution) の輪郭がおぼろげで正確さを欠きながらも描かれた」と捉えている [WS: I,430]。

このように、バークは古来の国制の起源をサクソン人の時代に求めている。彼は、モンテスキューの『法の精神』に言及しながら、「この素晴らしい体制

21) コニフが指摘するように、この時代の歴史叙述は、タキトゥスやカエサル²⁾の歴史書によって展開された「古典的人文主義」の系譜に立っている。18世紀において、ボリングブルックはまさに「古典主義のリバイバル」の代表例といえよう (Conniff, *op.cit.*, pp.54-5)。政治史としての色彩を強く帯びたバークの歴史叙述もまたこうした古典的人文主義の影響下で執筆されている。ボリングブルックの歴史については以下を参照。Viscount Bolingbroke, *Historical Essays*, edited by Isaac Kramnick, Chicago, 1972.

(system) は、[ゲルマンの] 森のなかで創り出されたのである」と述べている。しかし、「それが森のなかにとどまっている間は長きにわたって何ら立派なものではなかった」。つまり、この原型はいまだ未開の習俗の人びとに適合的な様式であり、野蛮な人びとのための体制にすぎなかった。この国制が文明化していくのは、その後の歴史のなかにおいてであった。彼はいう。「粗野で未開の人びとのための体制は、彼らを野蛮な状態において維持すべく計算された」ものであり、「統治における非常に不完全な企て」にすぎなかった。イングランドの「国制は、それ以降に、実に高貴に形成され、非常に高度に仕上げられてきた」のであると [WS: I,430]。ここで指摘しておくべきは、「古来の国制」の起源がサクソン人の統治に求められているものの、しかしそれは「不変の同一の原理(fixed or uniform principle)」によって支えられたいものでは決してないと、バークが理解していた点である [WS: I,435]。

この時代には、「オールド・ウィッグ」が唱導した古来の国制論が「通俗的ウィッグ主義 (vulgar Whiggism)」としてさまざまな亜種を生みながら、トーリーから共和主義者まで広範に採用されていた。²²⁾ トーリーの歴史解釈によれば、サクソン人の法と制度は、権力を議会や民衆ではなく、君主と彼の貴族に置いていたとされるのに対し、ウィッグの解釈によれば、自由の尊重こそがイギリス法の原理であり、それはサクソン人の時代やそれ以前に遡ることができるとされた [WS: I,435, n.1]。バークは、自由をイギリス国制の枢要な原理と見なしているが、サクソン人の時代の歴史解釈においては、後述するように、一般的なウィッグと見解を異にしているといえよう。

以上、見てきたように、バークの古来の国制に関する認識は、サクソン人の古来の慣習に起源を求めつつも、マテリアルなレベルで「現代」との通時的同一性を見て取ろうとするものではなかった。彼が説くイギリス国制の卓越性の根拠には、長年月をかけて洗練されてきた変化のプロセスが前提とされているからである。そもそも、バークの古来の国制論は、文明化のモデルとして描かれていたという点に留意しなければならない。文明化の歴史叙述としてイギリ

22) Duncan Forbes, *Hume's Philosophical Politics*, Cambridge, 1975, pp.139-40.
田中秀夫監訳『ヒュームの哲学的政治学』（昭和堂、2011年）、190頁。

ス国制を論じる限りにおいて、サクソン人にせよ（あるいはブリトン人にせよ）、古き慣習のなかに理想形態を見る見解はおよそ相容れないといわざるを得ない。すでに見てきたように、彼にとってサクソン人は、ブリトン人と同様、未開の野蛮な習俗の状態にあった。それゆえ、「文字を知らない人たちの粗野な制度が完成の域に達していた」と理解する、古来の国制の原初主義的な見方を、バークは採用することはできない。彼によれば、そうした完成の極みとは、「必要、学識、探求、経験が結び合わさった努力を、幾多の時代をかけて重ねても到達しえない」ものと考えられた。たしかに、「王国じゅうにわれらが祖先たちの法と慣習が存在している」けれども、しかしながら「多くのマテリアルな点」でいえば、時代的にも地域的にも「かなりの差異が存在している」と [WS: I,444]。バークにとって、「古来の国制」とは、「今日われわれが享受しているのと同じの形式」においてサクソン人の時代にまで遡ることができるものではなかったものであり、こうしたいわゆる原初主義的な見方は空想的な国制論にほかならなかった [WS: I,443]。

(2) イギリス法の変化と進歩

このようにバークは、サクソン人の時代に理想の国制を見るのではなく、状況に適応すべく長年月をかけて生成発展してきたものとしてイングランドの古来の国制を見ようとする。イギリスの古来の国制とは、コモン・ローという法体系において体現されているが、バークは、コモン・ローの形成についてこう説明している。「イングランドで普及したコモン・ローは、その大部分がサクソン人の古来の慣習の残部によって構成されたものであり、そこにノルマン・コンクエストで持ち込まれた封建制度が結び合わさってできたものである」 [WS: I,544]。このように、バークのコモン・ローの形成についての歴史的認識は、前述したように、サクソン人の古来の慣習とのマテリアルなレベルでの形式的な同一性を想定するものではなく、歴史のなかで生成発展してきた混成的性格を強調するものであった。それは同時に、イギリス法の歴史的な変化を強調していることを意味している。『イングランド史略』において確認されるイギリス法の変化についてのバークの理解をさらに探り出すために、ここでわれわれは、『イングランド史略』と執筆時期が重なる『断章 — イギリス法史に関する評論』

を通してさらに考察を進めておこう。

イギリス法の〈混成〉と〈変化〉を強調するバークは、『断章』のなかで、その主要な法源として以下の三つを挙げている。第一に「古来の伝統的な慣習 (the ancient traditional custom)」であり、それは「激烈な征服をともなったイングランドや他の文明化されたヨーロッパの地域」に浸透し、「民衆の特質に適していたことによって、古来のあらゆる諸制度を席卷した」と。この古来の慣習こそが、「サクソン法の卓越した主要部分と主流 (the great body and main stream of the Saxon laws) を形成した」。バークにおいて古来の慣習はヨーロッパ的レベルで用いられており、イングランドで定着したサクソン法はその支流として位置づけられている点が重要である。

第二に、「キリスト教会の戒律 (the canons of the church)」である。それらは、当初は体系化されておらず、世俗の権力を背景とした通常の形式の法ではなかったけれども、「聖職者の法 (the Law of the Clergy)」として、彼らの命令が民衆に対してほとんど無制限の権威を持っていたがゆえに、「結果的に民衆にかなりの影響を与えた」。教会法についてのここでのバークの記述は、宗教が〈法による正義の執行〉を実効化させる機能を持つという前述の『イングランド史略』の認識とも重なり合う。

第三に、「ローマ法の一定の部分」と「他のゲルマン民族の慣習」である。バークのイギリス法の理解は、サクソン人の法という島国的性格において自己完結するものではなく、大陸のローマ法の部分的継受についても認識している。バークによれば、こうした外国からの影響によるものは、三つの主要な法源のうちでは最も小規模で重要性も限定的なものとするが、しかしノルマン人による封建法の導入が果たした意義はとくに高く評価されている [WS: I,330-1]。

イギリス法の三つの主要な法源に関する以上のようなバークの説明で注目し値するのは、そのどれもが汎ヨーロッパ的な視座を含んでいることである。古来の慣習も、ゲルマン民族の大移動と西ヨーロッパの征服によって、イギリスを超えたヨーロッパ共通の視点で語られており、キリスト教会の聖職者の戒律による民衆への影響も、ヨーロッパのキリスト教共同体のコンテキストで語られている。さらに、大陸ヨーロッパで普及していた封建法のイングランドへの導入もまたヨーロッパを一つの社会空間として見る視点を内包している。この

ような汎ヨーロッパ的視座は、『フランス革命の省察』のなかで、「騎士道の時代」に存在した「紳士の精神」と「宗教の精神」や「ヨーロッパのコモン・ロー」といった観念でヨーロッパ共通の文明社会を論じる、バークの後期の見解と軌を一にするものである [WS: VIII,127, 130, 87, 半澤訳97, 100, 48]。

さらに、注目に値するもう一つの点は、バークが古来のサクソン法の歴史的な「変化」のプロセスのなかでイギリス法の発展を見て取っていることである。コモン・ローの歴史的改変に関するバークの認識をより詳細に確認しておくことにしよう。彼によれば、「アングロ・サクソン人は征服者としてイングランドに侵入した」が、その際に「彼ら自身の慣習を持ち込んだ。…征服民族のこれらの慣習は、問題の余地なく同一のものであった。というのも、その慣習の大部分は、彼らがゲルマンの地から移住する以前に従っていたものであったからである」。しかし、ここでバークが強調するのは、こうして持ち込まれたゲルマンの慣習の「変化 (changes)」である。アングロ・サクソン人の慣習は、新たな移住地の「状況 (circumstances)」に適應するように、また「彼らの国制が経験せざるを得なかった変化」に適合するように修正されてきたのである。それゆえ、「われわれの法の現在の体系は、われわれの言語や学識と同様に、非常に混合的で異質なものの集まりである」と、異質な素材からなるイギリス法の混成的性格を指摘する。バークにとって、イギリス法とは、「民衆の習俗や宗教、商業がさまざまな時代において課してきた多種多様な必要 (necessities) に応じて、混合され、改変され、いろいろな形で修正され」てきた法体系なのであった [WS: I,325-6]。

このようにバークは、法の歴史的な「変化」の相を、発展ないし成長という視点から理解していたと考えられる。彼は、法の変化をこう説明している。「法とは、戦争や騒動の混乱のなかで喪失されたり、蹂躪されたりすることもあれば、権力の手によって覆されることもある。その後、専制に対して勝利を治めて、被った暴力によって、法がよりいっそう強力で明確な、かつ決定的なものに成長することもある。法が完全に破壊されるおそれがある外国からの征服によってさえ、法が豊饒になることがあるし、平和と宗教によって、法が穏和になり成熟することもある。商業や社交 (social intercourse) によって、法が改善されたり、高尚化されたりすることもある」。イギリスの歴史的事実に即し

というならば、ローマ人やサクソン人、ノルマン人のブリテン島への侵入によって法が発達したり、キリスト教の宗教によって習俗が穏和化することによって法が洗練化されたり、さらには人間の商業活動や社会的交流によって法が改良されてきた、という歴史的認識をバークは示している [WS: I,322]。

こうした発展の原理としてバークが言及しているのが、「時」と「状況」を通じた「正 (Right)」の諸原理の導出である。彼にとって、法における「正」の諸原理とは、「長期の時 (time) と好適な状況 (circumstances)」のなかから析出されるものにほかならなかった [WS: I,322]²³⁾。バークのサクソン法の歴史的な〈変化〉についての洞察は、「状況」に照らした「長期の時」の検証によって獲得される〈発展〉ないし〈進歩〉の契機を含んでいると考えられる。

(3) ノルマン・コンクエストの影響

このようにイギリス法の歴史的改変の事実、とりわけそこに法の発展を見て取るバークの理解からすれば、ノルマン・コンクエストも、サクソン人の自由を圧殺した軛とは見なされない。すでにこれまでの考察のところでも、コモン・ローをサクソン人の古来の慣習とノルマン人の封建制度との混成的性格で把握する理解 [WS: I,544]、あるいはイギリス法を形成した構成要素を、サクソン人の「古来の伝統的な慣習」に加えて、「キリスト教会の戒律」、「ローマ法」、ノルマン人の封建法に分類する見方 [WS: I,330-1] が示していたように、バークにおいてノルマン・コンクエストは、イギリス法の形成において重要な意義

23) この説明は明らかにコモン・ローの法学的理解から得られていると推測される。たとえば、ウィリアム・フルベックは、「時効取得 (prescription)」による権原 (title) の正当性と衡平性についてこう説明している。すなわち、あらゆる法体系において「時 (time)」は、動産や不動産に対する正当な権原を生み出す効力として考えられている。「時」はあたかも人間のさまざまな事象を生成、変化、消滅させる固有の「自然的エクイティ (natural equity)」を備えているかのようであると。William Fulbecke, *A Parallele or Conference of the Civill Law, the Canon Law, and the Common Law of England, In Sundry Dialogues. [With] a Table of the Principal Points*, London, 1601 [STC, 11415], p.20ff. 「正 (Right)」を「時 (time)」の検証を経た事実状態のなかに見出す法学的発想は、バークの政治的保守主義の重要な要素を構成しているものと考えられる。

を持っていた。「ノルマン・コンクエストは、われわれの法のとくに重要な時期である」との言葉がこのことを端的に示している。バークの見解によれば、イングランドの法学は、ノルマン人の征服によって持ち込まれた「膨大な量の外国の学識」と、封建法という「新たな土地保有」を規定した外国法によって内容的に拡充されたのである [WS: I,330-1]。

ノルマン・コンクエストがイギリス法に与えた影響についてのバークの歴史的評価は、バークの法思想の特徴、すなわち〈変化のなかでの進歩的な通時的同一性〉という点を良く示しているといえよう。バークは一方において、ノルマン・コンクエストによって、「イングランドの法、習俗、格率は、突然に変化を被った」とマテリアルなレベルでの急激な変化を認識している。しかも、ここでの変化はたんにイングランドにおける出来事として把握されているにとどまらない。それは、ヨーロッパ的な視野においても把握された変化にほかならなかった。彼はいう。「舞台は広がった」。そして「ヨーロッパの他の地域とのコミュニケーション」が開かれることになったと。しかし他方で、バークにとってこうした変化は、イングランド法の断絶ないし不連続を意味するものでも決してなかった。むしろそれは、イングランド法の連続性のうえに立ちながら、大陸ヨーロッパとのコミュニケーションを通して築かれた新たな発展ないし進歩というべきものであった。バークは、封建制度の普及をイングランドも含めた全ヨーロッパ的規模での現象として捉え、たしかに征服王ウィリアムは「ノルマン法をその内容においてだけでなく、そのすべての形式においても導入した」が、それによる変化は部分的には「新たな土地保有の確立にともなう必然的な帰結であり、この土地保有を規制するために、新たな法を必要とした」にすぎなかった。バークによれば、「他の点ではノルマン人の諸制度はイングランドのものときほど異なつてはいなかった」 [WS: I,471-2]。したがって、より発達したノルマン人の封建法の導入は、イングランド法を進みつつあった方向性に沿ってより発展させたものとして肯定的に評価されるのである。²⁴⁾

イギリス法の発展においてノルマン人の封建法が果たした積極的貢献を見て取るバークの見解は、マグナ・カルタに対する歴史的評価についても、いわゆ

24) Weston, *op.cit.*, p.222. 岸本、前掲書、262頁。

る「ノルマンの軛」説に立った一般的な見方とは当然に異なる解釈を導き出すことになる。すなわち、バークにとってマグナ・カルタは、ノルマン・コンクエストによって圧殺されたサクソン人の古来の自由を回復する、ノルマンの軛からの解放を意味する事件ではなかった。彼はいう。「マグナ・カルタとは、わが国の歴史家や法の著者たちが非常に根拠を欠いているにもかかわらず、一般的に主張しているような、聖エドワードの法あるいはサクソン人の古来の法の回復では決してなかった」。マグナ・カルタの歴史的意義とは、サクソン人の古来の法の再生ではなく、むしろノルマン・コンクエストがもたらした封建的政策の歪みの矯正ともいべき点に存在したのである。「マグナ・カルタの目的とは、ノルマン・コンクエスト時に最初に導入され、それ以前には存在していなかった封建的政策の矯正」にほかならないと、バークは主張している [WS: I,544]。このようにバークの理解するところによれば、マグナ・カルタの意図とは、伸張しすぎた王権に対して封建社会内部で企図された抑制と均衡という点にあった。もっとも、歴史的事実に即して判断された直接の目的とは別に、イギリス国制の要諦である自由の保障という点においてマグナ・カルタが果たした歴史的効果をバークが否定しているわけでない。すなわち、「無制限な国王大権 (unlimited prerogative) を持つ王権に初めて制限を加えた」ことによって、「イギリス人の自由の基礎を築いた」と、後のイギリス立憲主義のコンテクストに立ったマグナ・カルタの歴史的意義については評価しているのである [WS: I,543]。

(4) バークとコモン・ローヤーの差異

このようにバークは、イギリス法あるいは古来の国制の理解において、その古來性の解釈を、サクソン人の法や習俗との形式的同一性において捉えてはいないし、その意味でいわゆる島国的性格を帯びた例外主義的な見方は採用していない。イギリス法の形成における汎ヨーロッパ的要素の強調こそが、同時代のコモン・ローヤーとの、さらには17世紀の古典的コモン・ロー理論との決定的な差異であると指摘することができるであろう。

バークは、『フランス革命の省察』において、17世紀の代表的コモン・ローヤーの一人であるサー・エドワード・クックのほか、同時代のウィリアム・ブラッ

クストンを高く評価している。「かの偉大なわが国法の告知者サー・エドワード・クック、およびブラックストンに至るまで、クックに従う実にすべての偉大な人びとが、孜々としてわれわれの自由の系譜の証明に務めている」と [WS: VIII, 81-2; 半澤訳, 41]。しかし、イギリス流の「自由の系譜」を擁護するコンテクストとは別に、イギリス法とその古来性の理解については、バークとクックとは大きく異なっている。クックは、イングランド法の起源を、サクソン人ではなく、ブリトン人の時代に求め、サクソン人、ローマ人、デーン人、ノルマン人による相次ぐ侵入と征服によっても改変されることのなかった慣習法の不変性という点において、その古来性と卓越性を擁護しているからである²⁵⁾。ブリトン人か、サクソン人かという起源についての見解の相違はもとより、両者の差異でさらに重要なのは、イギリスの法と国制の卓越性を主張するうえでの形式がまったく異なるという点である。クックがジョン・フォーテスキュー流の不変性の命題に立って、イギリス法のマテリアルな同一性を想定し、必然的に島嶼的性格を帯びた例外主義的な見方を示しているのに対し、イギリス法の歴史的な改変と発展を見て取るバークは、マテリアルなレベルでの形式的同一性を否定し、それゆえに汎ヨーロッパ的な視座でイギリス法を捉えているからである。

他方、同時代のブラックストンとの比較でいえば、彼もまた、慣習にもとづく不文法の観念の起源をブリトン人の時代に求め、イギリス法の体系はアルフレッド国王の時代から不変のまま今日まで継承されていると理解している。ノルマン・コンクエストについてもブラックストンは、封建法の導入により古来の土地財産権の破壊を帰結したと見ており、これ以後の歴史を古来の国制の漸次的な回復と捉えている²⁶⁾。ブラックストンとバークの理解の相違も、上述のクック

25) Sir Edward Coke, *The Reports*, Pt.1-13 (in John Henry Thomas and John Farquhar Fraser's Edition, 6vols, Reprint, New Jersey, 2002), 6th Rep., Preface (To the Reader), iii-v. なお、クックについては、土井美徳『イギリス立憲政治の源流 — 前期ステュアート時代の統治と「古来の国制」論 —』(木鐸社、2006年)、第3章を参照。

26) 小畑俊太郎「ブラックストンのイングランド国制論 — 自然法・古来の国制・議会主権」『政治思想研究』第10号, 2010年, 283-6頁参照。

クの場合とほぼ同様のことが当てはまるといえよう²⁷⁾。イングランド法の自由の原理をサクソン人の時代の賜物と捉え、イギリス法をサクソン人の時代から不変的に継承されたものと見なすブラックストンの見解は、本稿で確認してきたバークの理解とは明らかに異なっているし、このことはノルマン・コンクエストに対する両者の対照的な評価となって現れているといえよう。

イギリス法の歴史的改変の事実を前提にしたうえでその同一性を捉えているという点では、バークの認識は、17世紀のサー・マシュー・ヘイルと近似している。前述したように、バークが「歴史法学」のアプローチをめざした時に、わずかな先行事例としてヘイルに言及していたゆえんである。ヘイルは、バークと同様、イギリス法の通時的同一性をマテリアルなレベルにおいてではなく、生成発展する一個のボディにおいて捉えているからである²⁸⁾。しかしバークは、ノルマン・コンクエストの際の影響のように、「法における多大な変化と特筆すべき変革」をヘイルが認識しそこなっているとし、ヘイルが法の生成を「われわれ自身のあいだで形成され、涵養されてきた」ものと島国の性格において把握している点を批判している [WS: I, 323]。イギリスの古来の法と国制について歴史法学的な共通したアプローチをとるバークとヘイルとのあいだの決定的

27) ドンランによれば、ブラックストンは「ウィッグ主義的」なトーリー解釈だとされている。S. P. Donlan, 'Burke on Law and Legal Theory,' in David Dwan and Christopher J. Insole (eds.), *The Cambridge Companion to Edmund Burke*, Cambridge, 2012, p.76.

28) William Blackstone, *Commentaries on the Laws of England*, 4vols, [1765-9], London, 1966, IV, p.404.

29) ヘイルについては、以下を参照。Alan Cromartie, *Sir Matthew Hale, 1609-1676: Law, Religion and Natural Philosophy*, Cambridge, 1995. 土井、前掲書、167-8頁。バークとヘイルの類似性は、法や国制の改革を説明する際の比喩においても現れている。たとえば、バークは、「政治社会 (political Society)」を家や靴に喩えながら、必要なのは「修繕 (mending)」や「修理 (repairing)」であると述べている。'To Sir Gilbert Elliot—Post 5 August 1784', in C: V, pp.166-7. ヘイルもまた、ギリシア神話の「アルゴ号という船 (the Argonauts Ship)」を喩えに出して、「長い航海のなかで繰り返し修理を受けてほとんど以前の素材をとまわずに戻ったけれども、それでもその船は、帰港した時にも出航した時とやはり同じ船なのである」と説明している。Sir Matthew Hale, *A History of Common Law*, 3rd edition, edited by C. M. Gray, Chicago, 1971, p. 40.

な差異は、イギリス法の発展を、イギリス固有の自生的な秩序という視点で見ると、汎ヨーロッパ的な交流の帰結という視点で見ると異なる点にある。両者の差異は、封建法の歴史的意義についての対照的な評価において端的に現れてくる。

このように、古来の慣習法と封建法との混成においてイギリス法を捉えるパークの認識は、むしろ17世紀のサー・ヘンリー・スペルマン（1562-1641）等の見解と類似しているといえよう。スペルマンは、ルネサンス人文主義の歴史研究の方法に立って、ローマ法や教会法など大陸法の法史学を研究しており、とくに大陸ヨーロッパの人文主義法学者との知的交流を通して封建法を発見し、イングランド法を封建主義の観点から考察した³¹⁾。彼が執筆した『考古学 (Archaeologus, 1626)』は、語源学の方法に基づいてイングランドの法と教会を研究した語彙辞典であったが、そのなかで彼は、現在の目を通して過去を見ることによって特殊イングランド的な歴史解釈をするコモン・ローヤーたちの歴史観を批判していた³²⁾。実際に、パークは『断章』のなかで、このスペルマンについて言及している [WS: I,324]

以上のように、17世紀のクックやヘイル、同時代のブラックストンとの比較から明らかになってくるのは、パークの古来の国制論には汎ヨーロッパ的な視座が強く働いているという点である。彼は、イギリスの法と歴史を、サクソン人やローマ人、ノルマン人による侵入と征服、キリスト教の影響、さらには商業の発達も含めて、つねにヨーロッパ的レベルでの社交ないしコミュニケーションのなかでの発展として捉えている。すなわち、より広範囲なヨーロッパ社会全体の継続的な発展というコンテキストのなかで、イギリスの歴史と法を見ているのである。このように汎ヨーロッパ的な視座でイギリス法の変化と発展を

30) 当時の大陸およびイングランドの人文主義法学とその「語源学」の歴史研究方法、スペルマン自身も所属したカムデン・ソサイエティと称された「考古家協会 (the Society of Antiquaries)」については、土井、前掲書、第2章を参照。

31) Christopher Brooks and Kevin Sharpe, 'History, English law and Renaissance', *Past and Present*, 72 (1976), p.134.

32) J.G.A.Pocock, *The Ancient Constitution and the Feudal Law: A Study of English Historical Thought in the Seventeenth Century, A Reissue with a Retrospect*, Cambridge, 1987, Chap.5, especially at pp.92-5.

捉えるバークは、一般的なコモン・ロー理解とは明らかに一線を画している。

彼は『断章』のなかで、イギリス法の古来性にナショナルに固執する言説を二つの主要なタイプに分けている。第一に「イギリス法が大部分、古来から同じ状態で継続してきた」という、コモン・ローヤーが一般的に抱いていたところの歴史的根拠を欠いた見解、第二に「イギリス法はわれわれイギリス人のあいだで形成され、成長を遂げてきたのであって、あらゆる点でこの島国に特有のものである」のは、「ローマ法や何らかの外国法がイギリス法の構成のなかに侵入しようとした場合、イギリス法はそれらの外国法を振り払い、その原初的な国制 (primitive constitution) の純粋型に再帰するだけの十分な活力をつねにそなえていた」という見解である。バークは、こうした原初主義的な古来の国制論を、イギリス人の「ナショナルな虚栄心」やコモン・ロー法曹の「職能的な狭隘さ」の表れとして批判するのであった [WS: I, 323]³³⁾。ここに、バークの古来の国制論とコモン・ローヤーのそれとの決定的な差異が存在するといえよう。それゆえ、バークにとって古来の国制とは、ヨーロッパにおける文明社会の形成というテーマのなかで語られた言説であり、思考の素材と様式という点においてコモン・ロー思想の伝統がバークの政治哲学に与えた影響は大きかったと考えられるが、しかし彼の古来の国制論は、法や国制の観念に限定されるものではなく、文明社会そのものの発展を焦点に当てた言説であったというべきであろう。

以上、見て来たように、バークにおける古来の国制論とは、ゲルマンの慣習を法源としながら、その連続性と歴史的通用性によって漸進的に生み出されてきた合理的発展を根拠として卓越性を主張するものであった。バークの古来の国制論は、ブリトン人、あるいはサクソン人といったある特定の過去の時代のなかに理想の黄金時代を見ようとする型の言説ではない。彼らの生活様式はいまだ野蛮な域にとどまっており、その統治も法を持たない不完全な形態に過ぎ

33) S. P. ドンランは、イギリス史とイギリス法史に関するバークの初期の言説についてこう指摘している。「法に関するバークの初期のコメントが明確に示しているのは、より広範囲なヨーロッパ社会の進歩にコモン・ローが外的に負っていることを認識しそこなっているイギリス史あるいはコモン・ロー史の狭隘な態度に対してバークが批判的であったという点である」(Donlan, *op.cit.*, p.76)。

なかったのである。『イングランド史略』と『断章』のなかではいまだ「時効 (prescription)」という術語は用いられていないものの、彼の思考の本質的な契機は、「時 (time)」の検証という観念にあることが分かるであろう。それゆえ、ここでの考察から明らかになるのは、バークにとって文明化とは、「時」と「状況」の必要性と適合性に依拠した合理的発展として理解されている点である。

6 文明化のメタ・ヒストリーとしての摂理史観

最後にバークの摂理史観の特徴を確認しておこう。バークにとって歴史事象とは、自然的・社会的・倫理的な諸状況との関連のなかで、さまざまな経験的事実が因果の連鎖によって生起した「必然性の体系」として探究されるべきものであったが、³⁴⁾他方で彼の歴史叙述はある種のメタ・ヒストリーともいうべき次元を含んでいる。それは、神の意志が介在した摂理を歴史の背後に見て取る視点である。たとえば、バークによれば、人類が地上全体にまたたく間にあまねく広がったのは、「狩猟生活」と「戦争」という二つの主要な原因によるものであった。たしかに、狩猟生活は「富の増大に貢献するものではない」し、戦争は「人びとを破滅に追いやる大きな手段」であるが [WS: I,347]、バークの文明史観においてその決定的な契機となっているのは、人類の社交である。富の増大と人びとの生存に反して、一見、文明化に逆行すると思われるような事柄でさえも、人類を社交へと突き動かす動因になっているという点で、それらは文明化に寄与することになるのである。「人類の交流を維持してきたのは巡礼であった。いまでは人類の交流は、政治、商業、学問的好奇心によって形づくられている」 [WS: I,399] と述べているように、バークの文明化の言説においては、社交という観念が重要なモーメントとなっている。

こうした社交は、バークによれば、「神の摂理の素晴らしい配剤 (wonderful disposition of the Divine Providence)」に基づくものとされる [WS: I,346-7]。そして、神の摂理と個々の人間の行為とを結びつける地点で機能しているのが、自然的感情や情念、本能である。「人類の絶えざる混淆を強く意図し

34) 岸本、前掲書、197-200頁。

たと思われる神の摂理が、それを遂行するための原理を欠いたまま、人間の心を放置しておくわけがない。この目的は、時には一種の移住本能 (migratory instinct) によって、時には征服心 (spirit of conquest) によってなし遂げられる」[WS: I,399]。このように、文明化を促す動因は人類の交流という点にあり、それは原理的には「一般的社交」という人間の情念によって支えられている。すでに確認してきたように、啓示宗教もまた人びとの習俗に変化を促し、この「社交的情念」を喚起させる働きを持つとともに、学問や技芸もまた人びとの社交性を高める働きをもつ。こうして涵養された文明化の土壌のなかで、政治や商業の発達もたらされる。同時に、前稿で確認したように、社交的情念によるダイナミズムは「社交の大いなる連鎖」という神の摂理に支えられているのである。

このように神の作品としての人間の心の器官の機能である情念や本能にもとづいて、人間の個々の行為が神の目的に適っていくという、神の摂理が間接的に関与する歴史の道筋と同時に、人間にとって認識不能な歴史の展開を生じさせる超越的な神の力による直接的な介入もバークは示唆している。「非常に価値ある目的のために、神の摂理が場合によっては直接的に干渉することがあったかもしれないということは、決してあり得ないわけではない」とバークはいう。「奇跡の物語 (a narrative of miracle)」は、たとえば、ブリテン島における「キリスト教の初期の受容と急速な進歩 (progress) の主たる理由」を考えると、十分にありえることである。もとより、神の直接的介入を主軸にして歴史叙述をおこなうことに彼の意図があるわけではない。バークは、ブリテン島におけるキリスト教の急速な普及についても、「疑いもなく他のさまざまな諸原因が重なりあって起こった」と理解しているし、さらには「われわれの目的にとっては、何らかの人間的な様式や政治的な様式について考慮することのほうがより重要である」とも言明している。まさにそうした人間の様式や政治の様式によって、「宗教がこの民族において発展した」からである [WS: I,393-4]。したがって、バークの歴史の観念のなかで摂理史観が果たす役割を過度に強調すべきではない。彼の思考の主旋律からいえば、神の摂理による関与は、被造物としての人間の心の器官に植えた自然的感情や情念、本能を通じてであり、歴史の進展もまた、長期にわたる「時」の経過と所与の「状況」に照らした「必要」

によって形成されるものだからである。ただいずれの場合にも、バークの歴史の観念が、神の摂理に関わるメタ・ヒストリー的な位相を含んでいることはたしかである。そして、神の摂理は、こうした二つの道筋で歴史事象に働きかける間接的関与の形式にとどまらず、時として超越的な神の力で直接的に介入する逆説的な働きかけの形式があることも、バークは認めているのである。

「奇跡の物語」におけるこうした神の直接的関与について、バークは「神の手 (the hand of God)」という表現を用いている。彼は、「破滅的な戦争、ひどい飢饉、疫病」といったイングランドの歴史に記録されたもつとも破壊的な出来事を取り上げ、それらが結び合わさって「ブリテンの破滅を完成させる」という歴史叙述のなかで、「神の腕 (the arm of God)」という観念を持ち込んでいる。³⁵⁾「ブリテン、ガリア、イタリア、スペイン、アフリカなど、西ローマ帝国を構成していたほとんどすべての地域のおかれた条件が、…極めて残虐な野蛮人たちの抗い難い侵攻によって一挙に破壊されたのを目の当たりにする時、…われわれは政治的探究という範域 (circle of political inquiry) からはほとんど追いやられてしまう。こうした計り知れない激変のなかに、ある意味で神の手 (the hand of God) を認めざるを得ない。そうした激変によって神は、ある一定の時期に自らの至高の支配をきわだって主張し、大いなる変化の体系 (great system of change) をもたらしたのであった」。そしてこうした神の摂理による偉大な変化の体系は、「自然界において見られるのと同様に、道徳的世界においても必要なものとしておそらく存在している」と [WS: I,388]。つまり、バークの歴史観のなかには、神の摂理に基づく「逆説的」な展開がともなっているのである。そしてここでいう「大いなる変化の体系」とは、バークにとって道徳的な進歩を意味している。計り知れない激変による災厄が、「神の手」による直接的介入として、逆説的に人類の進歩を導くという視座は、彼の

35) バークは、「神の腕」という観念をここでは、教会の聖職者の著作から示唆を得ている。WSの編者脚注によれば、バークが参照したものとして挙げられているのは、たとえば以下の作品である。Gildas, *Ruin of Britain*, xxii. 1-2; Bede, *Ecclesiastical History*, i. 14 [WS: I,388]。このようにバークの摂理史観には、聖職者が描く教会史の影響が見られる。

36) Crowe, *op.cit.*, pp.204-5.

歴史観と文明観がその基底において強い宗教性を帯びていることを最も鋭角的に表現した箇所であると捉えることができよう。

「状況」の必要性と適合性にもとづく「時」の検証による「正」の導出³⁷⁾も、人間の「情念」や「本能」によって導かれた「社交」も、さらには超越した神の直接的関与としての「奇跡」も、その基底においてすべて「神の摂理」を前提としている。前稿（上）の考察に照らしていえば、パークにとって摂理にもとづく歴史事象とは、自然も含めた「社交の大いなる連鎖 (the great chain of society)」[WS: I,220；中野1999訳, 49] という秩序を背景に、神が賦与した人間の情念や本能に突き動かされながら、時間軸のなかで「原因の大いなる連鎖 (great chain of causes)」[WS: I,283；中野1999訳, 140] として生起するものであった。すなわち、歴史とは、彼の後年の言葉でいえば、「規則正しく配列された神の摂理の周知の進展 (the known march of the ordinary providence of God)」[Works: V, 231-2] にほかならなかつた³⁸⁾。

最後に、パークの歴史論を構成している主たる軸を、本稿の考察をもとにカテゴリー化するとすれば、以下の三つが挙げられよう。第一の源泉は、イギリス法史に関する先行研究であり、コモン・ローを古来の国制として論じる系譜である。ここで鍵となるのは、「時」「状況」「必要」といった概念である。これに人文主義的な歴史研究の成果が加わることで、彼は歴史法学というアプローチを採用する。第二の源泉は、経験主義的な人間の情念論であり、スコットランド啓蒙の系譜からの影響である。ここでは人間の「自然的感情」や「情念」「本能」といった心理学的に洞察された心の機能が鍵概念となる。第三に、教会の聖職者の宗教的学識である。ここでは、神の恩寵や摂理、神意が重要な役割

37) 慣習が時の効力により、自然および神の摂理に適うという点については、以下を参照されたい。土井美徳「エドマンド・パークの政治的保守主義 — 神の摂理としての自然と「古来の国制」 —」『創価法学』第40巻第1号、2010年。同「時効の政治学としての「古来の国制」論 — パークの保守主義とイギリス立憲主義 —」『創価法学』第40巻第2号、2010年。

38) 「歴史的出来事の究極的な原因とは、パークによれば、直接的に、もしくは間接的に働く神の摂理である」と、ウェストンは指摘している。Weston, *op.cit.*, p.209. 岸本もまた、パークにとって歴史事象は、「摂理との関連において、人類の進歩・発展を開示」する場であったと説明している。岸本、前掲書、227頁。

を果たす。これら三つが合わさることでバークの哲学は、実用主義、経験論的感覚主義、存在論的形而上学という三つの特徴が一組の観念の異なる位相として現れてくることになる。そして重要なのは、上記の三つの要素すべてにおいて、神との関わりが想定されている点であり、しかしその関わり方の様式という点では、時と状況に照らして獲得される「正」としての神の摂理との一致、創造主として被造物たる人間に賦与した本能的な機能による神の摂理との一致といった二重の形式での間接的な関わりとともに、「神の手」「奇跡の物語」という超越的な神の意志による直接的介入が想定されている。

さらに、上記の三つの要素は、ともに人類の進歩や人間社会の文明化の言説となっており、啓蒙主義の理性に対する批判的な懐疑主義の態度を生み出すものとなっている。と同時に、人間の道徳や政治に関しては形而上学を厳しく峻拒したはずのバークの哲学が、他方で存在論的な位相を持つ形而上学としての特徴を持っていると指摘されるが、このアンビヴァレントな構図は、以上のようなバークの思想的布置によって生み出されているのだと考えることができよう。

むすび

われわれは前稿（上）と本稿（下）での考察を通して、バークの政治的保守主義を構成する主たる思想的エレメントについて、彼の初期の作品群を通して同定しようと試みてきた。人間や社会の道徳の問題を導く自然的感情や情念、習俗の洗練化としての文明化、宗教、とりわけ啓示宗教としてのキリスト教の役割、歴史の観念と神の摂理、ゲルマン社会に起源を持つサクソン人の古来の法の位置づけ、「時」と「状況」との適合性から得られる「正」と合理性など、われわれが前稿の冒頭で設定したバークの思想的輪郭がすでに初期の作品群においてほぼ形成されていたことが分かる。初期の作品群においては、「時効 (prescription)」という術語そのものは、管見の限りではいまだ用いられてい

39) バーク哲学の持つ形而上学要素の問題を主題とした研究として、以下のものがある。
Joseph L. Pappin, *The Metaphysics of Edmund Burke*, New York, 1993.

ないが、しかし時間軸のなかで所与の状況との適合性から「正」と合理性を導出する思考はすでにはっきりと確立しており、バークの思考を支える一方の軸となっている。彼の思想を理解するうえで鍵となる概念のうち、ここまでの考察のなかでいまだ登場していないのは、「自然法」の観念であり、さらには「慣習」ないし「偏見」と自然法との関係性である。自然法の観念が積極的に展開されるのは、『カトリック刑罰法論（*Tract on relating to Popery Laws*, 1765?）⁴⁰⁾』の法理論においてである。しかしながら、神の摂理についてのバークの言及は最初期から顕著に現れており、さらにそうした形而上学的な規範が古来の慣習の議論によって時間化されるという基本的な構図は、伝統的な自然法思想への明示的な言及がなくとも、すでに成立しているといつてよい。この思惟の構造こそ、保守と進歩が一見、アンビヴァレントな形で併存するバークの思想を生み出しているものと考えられる。

またこれまでの考察から明らかになったように、バークの保守主義的思考の根拠をなしている「情念」論も「古来の国制」論も、反啓蒙というアンチ・モダニティを単純に意味するものではなく、それ自体が実はモダニティの表現であり、一般的に定義されたモダニズムとは異なる、あるいはそれを批判的に相対化するもう一つの啓蒙であったと位置づけることが可能なのである。『フランス革命の省察』のなかでバークが、文明社会としての「現代のヨーロッパ(modern Europe) にその特質を賦与した」[WS: VIII,127; 邦訳97] ものとして古来の習俗を捉えていたゆえんである。したがってバークにとってイギリスの「古来の国制」は、ヨーロッパの17世紀のコモン・ロー思想のなかで構築された古来の国制論と思想的連続性を持ちつつも、文明社会のありようが問われていた18世紀のコンテクストにおいてリニューアルされた別様の思想的表現、すなわち文明社会論であったと考えられるのである。

バークの文明化の理解を、これまでの考察をもとにまとめておくとすれば、それは、「ヨーロッパ社会」全体における「習俗」の洗練化という意味での発展

40) 『カトリック刑罰法論』、およびバークにとってのアイルランド問題については、とくに以下を参照した。WS: IX, Part II. Ireland, Introduction, 389-428. 岸本: 287-337.

を通じた人間と社会の改良という点に求められるであろう。そしてヨーロッパにおいて習俗の改良をもたらしてきたのは、バークによれば、社会的・文化的な交流ないしコミュニケーションであった。それを人びとに促してきた駆動力が、神が人類に賦与したところの「一般的社交」という情念であった。その意味で、バークにとって人間と社会の文明化とは、究極のところ神の摂理によって支えられたものとして考えられていた。と同時に、こうした習俗は古来の慣習に根ざした国制と法の洗練化が議論されていたように、古来の時の観念と相即していた。それは、後期の『フランス革命の省察』のなかにおいても基本的には同定可能であり、そこにおいてバークは、古来の「意見」と人間の自然の「感情」とが織りなす体系として「習俗」を考えていた [WS: VIII,127; 半澤訳, 97]。このようにバークの習俗論は他方で、古来性のモーメントによって摂理が時間化され（その意味ではシュトラウスがいうように摂理の「世俗化された」理解⁴¹⁾）、時と状況のコンテクストのなかで生成された習俗における人間と社会の改良ないし改革が重要な要素となっている。したがって、神の摂理としてのラディカル（根源的）な形而上学的地平は、結果的に現にある古来の国制のなかの時の効力に支えられたリアリズムにおいてコンサーヴァティヴな改良ないし改革の正当性の言説として現れてくるのである。

そうした意味で、バークはヨーロッパの「普遍的な改良（universal improvement）」 [Works: IX,350] の継続的な過程を叙述しようとしたのであった。それは、あえていえば、道徳という次元において構想された型の「進歩」の言説として理解することが可能である⁴³⁾。もとより、バークは自己の思想表現において「進歩（progress）」という語用をとくに積極的に採用しているわけではないし、管見の限りではこの術語の使用は極めて稀である。むしろ、推論としての理性によって偏見や宗教の蒙昧さを啓かにする啓蒙主義の進歩の観念に対峙して、古来の伝統的価値を擁護するバークの思考の構図からすれば、

41) Leo Strauss, *Natural Right and History*, Chicago, 1953, p.318. 塚崎智・石崎嘉彦訳『自然権と歴史』（昭和堂、1988年）、329頁。

42) コニフは、「要するに進歩とは、バークの見解では、物質的構成を持ちつつも、主として本性上、道徳的なものである」と指摘し、バーク哲学を進歩の政治学として捉えている。Conniff, *op.cit.*, p.65.

進歩という術語は語用論的に適合的ではないともいえよう。しかしながら、「事物の秩序の下で、われわれの世界は非常に長期にわたって繁栄し、…改良という進歩的な状態にあったのである」[C: IV,138] との冒頭で紹介したバークの言葉が示唆しているように、バークの「変化」や「改革」の語用のなかには、商業の発展という物質的・経済的条件もともないながら、主として摂理と時間のなかで獲得される「道徳」的次元における人間と社会の「改良」という意味で理解された、もう一つの型の「進歩」という意味内容を確認することが可能である。このことが、バークの保守主義的思考もまたモダニティの表現形式であったと仮定して考察を進めてきたゆえんである。

実際、フランス革命に体现された「啓蒙の時代 (enlightened age)」(WS: VIII,138; 半澤訳, 110-11) に対して、バークは後年に書簡のなかで、長期にわたるヨーロッパの文明化が喪失する「最も蒙昧なる時代 (the most unenlightened age)」と批判し⁴³⁾、反対にフランス革命勃発の前年にイギリス国制を「ヨーロッパの啓蒙された (enlightened) 地域のなかでも最も啓蒙された部分」と称し、彼が生きた現代を「ヨーロッパの時間のなかで最も啓蒙された時代」と捉えていたように (WS, VI,315)、彼にとって「古来の国制」とはまさしく文明社会を意味し、それ自体がモダニティの表現であった。啓蒙主義が提示した文明と進歩の観念に対するオルタナティブとしての文明観と進歩観を提示したところにこそ、バーク哲学の本領があったと考えることができるであろう。このことは、バークの初期の思想をつぶさに検討するなかで明らかになるが、基本的な構図は、これまで確認してきたように、後期の思想においても同定可能である。

(本学法学部准教授)

43) 'To Unknown—January 1790', in C: VI,p.80. 同様な表現は、以下の書簡でも確認される。「フランスを覆っている絶望的なシステム」が維持される限り、それは他の地域でも噴出し、「その炎によって惹き起こされた地震によって、古来のヨーロッパの体系全体が震動している」。「To William Burke—3 September 1792', in C: VII, p.191.

